

2020年4月号

FinTech ニュースレター
新しい決済法制・金融サービス仲介法制
(資金決済法改正案・金融商品販売法改正案等の国会提出)

- I. 法改正の経緯
- II. 決済法制
- III. 金融サービス仲介法制
- IV. おわりに

森・濱田松本法律事務所
弁護士 堀 天子
TEL. 03 5220 1826
takane.hori@mhm-global.com
弁護士 石橋 誠之
TEL. 03 6266 8905
masayuki.ishibashi@mhm-global.com
弁護士 芳野 涼
TEL. 03 6266 8590
ryo.yoshino@mhm-global.com

I. 法改正の経緯

2020年3月6日、「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」（以下「本改正法案」という。）が国会に提出された¹。

金融審議会の下では、情報通信技術の発展により、決済サービスの多様化が進んでいることや、オンラインで円滑に金融サービスを提供することが可能となってきている現状を踏まえ、イノベーションの促進を通じ、利用者利便の向上と利用者保護のバランスに留意した制度の整備方針に関して議論がなされ、2019年12月20日に金融庁金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告（以下「本WG報告書」といい、当該ワーキング・グループを「本WG」という。）が取りまとめられた²。本改正法案は、かかる報告を受けて、決済法制及び金融サービス仲介法制のそれぞれについて、具体的な改正を行うことを目的とするものである。

本ニュースレターでは、本改正法案による改正内容について紹介するとともに、実務上の影響について解説する。

II. 決済法制

1. 改正の概要

2010年の資金決済法の施行から10年が経過し、その間、情報通信技術の発展とと

¹ <https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>

² https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20191220.html

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

もに、決済サービスの主体及び内容について多様化が進んできており、また、決済サービスの利用実態や、それを踏まえて留意すべきリスクが具体的に確認されつつある。さらに、キャッシュレス化が推進されている今日において、キャッシュレス時代の利用者ニーズに応え、利便性が高く安心・安全な決済サービスを実現することが求められている。

かかる状況を踏まえ、本改正法案における決済法制に関する改正は、資金決済法を改正し、主として、以下のような資金移動業の規制の見直し、収納代行への対応、前払式支払手段に関する規定の整備等を行うものである。

2. 資金移動業の規制の見直し

(1) 規制の柔構造化

現行規制上、資金移動業者が取扱うことができる送金には、1件当たり100万円という上限額が設けられている。しかし、海外送金を含め、個人による高額商品・サービスの購入や企業間決済の際に利用するなど、現行の送金上限額を超える利用者のニーズが一定程度存在するとの指摘がなされており、これを踏まえ、本改正法案では、現行の送金上限額を超える高額送金を取扱うことができる資金移動業の新たな類型が創設された。

また、実態として、既存の資金移動業者が取扱っている送金額は1件当たり数万円以下のものが多く、利用者資金の残高も1人当たり数万円程度のもが多くなっている。現行の送金上限額を大幅に下回るような少額送金に伴うリスクは相対的に小さいと考えられ、さらに、利用者1人当たりの受入額も少額とすれば、資金移動業者が破綻した場合でも、個々の利用者が被る影響を限定的なものとすることができると考えられる。これを踏まえ、本改正法案では、少額送金を取扱う資金移動業については、規制が緩和されている。

すなわち、本改正法案では、高額送金を取扱う「第一種資金移動業」及び少額送金を取扱う「第三種資金移動業」を新設し、現行規制に相当する資金移動業を「第二種資金移動業」として位置付けることで、資金移動業を三類型に分け、各類型に係る送金額・リスクに応じた柔構造化された規制内容に改正することを提案するものである。

本改正における各類型の規制内容の概要は、以下のとおりである。以下では、各規制内容の詳細について説明する。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

	種別	送金 上限額	参入規制	利用者資金 の受入れ	利用者資金の保全
現行 規制	現行 資金移動業	100万円	登録制	—	供託と保証の併用のみ 可（供託及び保証と信 託の併用は不可）
改正 法案	第一種 資金移動業 （高額類型）	上限なし	認可制	具体的な送金指図 がある場合のみ利 用者から資金を受 入れ可能、ただちに 送金する必要あり （厳格な滞留規制）	供託、保証及び信託の いずれも併用可 利用者資金の受入れか ら保全が図られるまで のタイムラグを短期化 （詳細は下記(2)参照）
	第二種 資金移動業 （現行規制に 相当）	100万円	登録制	利用者から預かつ た資金が100万円 を超える場合、送金 と無関係な資金の 払出しを求める	
	第三種 資金移動業 （少額類型）	数万円 程度	登録制	上限額を超える利 用者資金の受入れ は不可	供託等の既存の保全方 法に代えて、分別した 預金で管理することを 認める（要外部監査）

① 第一種資金移動業

第一種資金移動業においては、1件当たり100万円超の高額送金を行うことが可能となる。送金上限額は特段設けられていない。

第一種資金移動業の参入規制は、資金移動業を行うために最低限必要な要件を満たしていることを確認するため、既存の資金移動業者と同様に登録制の対象とした上で、高額送金を取扱うことに伴うリスクを踏まえた対応として、認可制の対象とされ、具体的には、第一種資金移動業を営もうとするときは、業務実施計画を定め、認可を受けなければならないとされている。

また、第一種資金移動業においては厳格な滞留規制が設けられており、第一種資金移動業を営む資金移動業者は、各利用者に対し、移動する資金の額等が明らかでない為替取引に関する債務を負担してはならず、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間等を超えて為替取引に関する債務を負担してはならないものとされている。そのため、具体的な送金指図がある場合のみ利用者から資金を受け入れることができ、資金を受け入れた場合にはただちに送金する必要がある。

さらに、利用者資金の保全について、利用者資金の受入れから保全が図られるまでのタイムラグの短期化が図られている（詳細は、下記「(2) 利用者資金の保全規制の見直し」を参照）。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

② 第二種資金移動業

第二種資金移動業は、現行規制の資金移動業に相当する類型であるところ、基本的に現行の枠組みが維持されており、1件当たり100万円が送金上限額となり、登録制の対象となる。

ただし、本改正法案においては、利用者資金の滞留について一定の規制が新設されており、資金移動業者は、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられないことがないと認められるものを保有しないための措置を講じなければならないとされている。そのため、利用者から預かった資金が100万円を超える場合、送金と無関係な資金の払出しを求める必要がある。

③ 第三種資金移動業

第三種資金移動業において取扱うことのできる少額送金の具体的な水準については、政令で定められることとなっているが、数万円程度の送金額が想定されている。

第三種資金移動業は、現行規制と同様に登録制の対象となるが、利用者資金の受入れについて一定の制限があり、第三種資金移動業を営む資金移動業者は、各利用者に対し、一定の額を超える額の為替取引に関する債務を負担してはならないとされている。

一方、第三種資金移動業における利用者資金の保全については、本改正法案では一定の規制緩和が図られている。すなわち、第三種資金移動業においては、供託、保証及び信託という既存の保全方法に代えて、自己の財産と分別した預金で利用者資金を管理することが認められており、具体的には、預貯金等管理割合等を記載した届出書を提出したときは、履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。かかる保全方法を利用する場合、公認会計士等の外部監査を受ける必要がある。

④ 複数類型の併営

利用者の利便性を確保するため、同一の資金移動業者が複数類型の資金移動業を営むことも認められているが、この場合、資金移動業の種別ごとに、供託等の利用者資金の保全を行う必要がある。また、複数類型の資金移動業を営む資金移動業者であって、その営む種別の全部又は一部について履行保証金の供託に係る種別ごとの算定期間等が同一である者は、当該種別について、一括して履行保証金の供託等を行うことができる。

(2) 利用者資金の保全規制の見直し

資金移動業者は、現行規制上、利用者資金を安全な方法により保全することが求められているが、利用者保護の更なる向上や事業者の規制対応コストの削減の観点から、以下のとおり利用者資金の保全規制の見直しが行われている。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

① 保全のタイムラグの縮小

現行規制においては、利用者資金の保全方法として供託、保証及び信託が認められているところ、それぞれ特定の算定頻度及び保全までの期間が定められている。供託又は保証による保全を行う場合、資金移動業者は、「1週間」における要履行保証額の最高額以上の額を、その週の末日から「1週間以内」に保全することが求められている。かかる保全方法においては、利用者資金は週ベースで管理され、前週の実績に基づいて利用者資金の保全が行われているが、一定のタイムラグが存在するため、当該週における利用者資金の預かり額（実績）と規制上の要求保全額とで乖離が生じ、保全額の不足や過剰が生じることとなっていた。他方で、信託による保全を行う場合、資金移動業者は、「各営業日」の要履行保証額以上の額を、「翌営業日」までに保全することが求められており、上記の供託又は保証による保全とは異なる算定頻度等となっていた。

本改正法案では、供託、保証及び信託において算定頻度が統一され、資金移動業者は、1週間以内で資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間ごとに要履行保証額の最高額を算定するものとされており、すなわち、算定頻度は「週1回以上」に統一して改められている。これは、算定頻度を画一的な期間としないことで、利用者保護の観点から、よりタイムリーな保全を図る資金移動業者の自主的な努力を阻害しない枠組みとされている。

さらに、本改正法案では、保全までの期間も統一され、現行規制の「1週間以内」（又は「翌営業日」）から「1週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間内」に統一して改められている。詳細は内閣府令により定められるが、実務の状況に応じて、保全までの期間を機動的に短期化しうる枠組みとされている。

ただし、第一種資金移動業については、破綻時の社会的・経済的な影響の大きさを踏まえ、利用者資金の全額保全をより確実なものとする観点から、利用者資金の受入れから保全が図られるまでのタイムラグの短期化がより進められており、算定頻度は「各営業日」とされ、また保全までの期間は「1週間以内で内閣府令で定める期間内」とされている。後者の詳細は内閣府令で定められるが、本WG報告書では、信託契約の利用を前提とした場合、現行の金融規制において、いわゆる外国為替証拠金取引業者（FX業者）に対して、①保全すべき額を毎日算定し、②不足がある場合、その翌日から起算して2営業日以内に信託することを求めており、現に多くの事業者が対応しているところ、実務上の実現可能性も考慮し、高額送金を取扱う事業者に対しても、これと同水準の対応を求めることが最低限必要と考えられるとされている。

② 保全方法の合理化

現行規制においては、利用者資金の保全方法である供託、保証及び信託のうち、供託及び保証を併用することは認められている一方で、供託又は保証と信託を併用

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

することは認められていないが、本改正法案により、資金移動業者のビジネスモデルに応じた保全方法の柔軟な組合せを可能とする観点から、供託、保証及び信託のいずれについても併用が認められている。これにより、たとえば、資金移動業者が保全すべき額のうち、通常必要となる固定的な部分については、供託又は保証を利用しつつ、日々変動がある部分については、比較的入出金が容易な信託を利用するといった対応が想定されている。

また、信託については、現行規制では承認制とされているが、本改正法案により届出制に改められ、当局の事前関与の程度が見直されている。

さらに、第三種資金移動業については、上記「(1) 規制の柔構造化 ③ 第三種資金移動業」に記載のとおり、供託等の既存の保全方法に代えて、分別した預金で利用者資金を管理すること（要外部監査）が認められている。

3. いわゆる収納代行サービス等への対応

債権者の委託を受け、債務者から代金を回収する、いわゆる収納代行サービス等を行う事業者は、従来、資金決済法の規制対象外とされていたところ、近年登場した、「収納代行」と称しつつ、実質的には一般利用者間の送金サービスを提供する事業者について、利用者保護の観点から、本改正法案において、資金移動業の登録を求めることが明確化されることとされた。これは、いわゆる「割り勘アプリ」のようなサービスを念頭に置くものである。

具体的にみると、本改正法案では、「金銭債権を有する者（以下この条において「受取人」という。）からの委託、受取人からの金銭債権の譲受けその他これらに類する方法により、当該金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）その他これに類する方法により支払を行う者から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人に当該資金を移動させる行為（当該資金を当該受取人に交付することにより移動させる行為を除く。）であって、受取人が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。）であることその他の内閣府令で定める要件を満たすものは、為替取引に該当するものとする。」（改正資金決済法案2条の2）と規定されている箇所がこれに該当する。

いわゆる収納代行サービス等に関しては、これまで明確な定義はなかったものの、本改正法案の内容をみると、金銭債権の存在を前提として、

- ① 受取人からの委託、金銭債権の譲受けその他これらに類する方法により、
- ② 債務者または当該債務者からの委託その他これに類する方法により支払を行うものから弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ
- ③ 当該受取人に資金を移動する行為（資金交付により移動させる行為を除く）

がいわゆる収納代行サービス等と整理される要件を示したものと認められ、このうち、事業者（事業として又は事業のために行う個人事業主もこの分類となる）が受取人となるものは、引き続き為替取引には該当しないとされるものの、個人が受取人であ

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

て、かつ、内閣府令で定める要件を満たすものは、為替取引に該当するという規定ぶりとなっている。

本 WG 報告書では、利用者保護上深刻な問題は指摘されておらず、また一般利用者に二重払いの危険がない、事業者が受取人となる宅配業者の代金引換やコンビニの収納代行サービス等は、引き続き規制の対象外とする方向性が示されており、上記規定をみる限り、こうしたサービスは除外されることが明らかとなっている。一方で、本 WG 報告書では、インターネットモールにおいて、一般利用者間の物品取引に際して用いられているエスクローサービスについても、エスクローサービス自体が、利用者保護の機能を果たすエコシステムであるとの指摘があることを踏まえて、引き続き規制の対象外とする予定とされているが、個人が受取人となるものについては、今後策定される内閣府令において範囲が画されることとなり、こうしたサービスが除外され、実質的に送金サービスに該当するようなものに限り適用があるものとして定められることとなるのか、その内容が注目される。

4. 前払式支払手段に関する規定の整備

前払式支払手段に関する規定について、本改正法案により以下の規定が整備されている。

- 利用者の保護等に関する措置
前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 委託先に対する指導
前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託をした場合には、当該委託に係る業務の委託先に対する指導等の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 業務改善命令
前払式支払手段発行者の前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該前払式支払手段発行者に対し、業務の運営の改善に必要な措置等の監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる³。

上記規制内容の詳細は内閣府令に定められるが、本 WG 報告書では、チャージ残高の譲渡が可能なタイプの前払式支払手段について、発行者に対し、譲渡可能なチャー

³ 現行規制では、前払式支払手段の利用者の利益を害する事実があると認めるときは、その利用者の利益の保護のために必要な限度において、当該前払式支払手段発行者に対し、当該業務督上必要な措置をとるべきことを命ずることができるとされているところ、本改正法案により、前払式支払手段発行者に係る規定を資金移動業者に係る規定と整合的なものとする形で規定内容が修正されている。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

ジ残高の上限設定や、繰り返し譲渡を受けている者の特定等の不自然な取引を検知する体制整備を求めことや、利用者に対する情報提供事項として「利用者資金の保全に関する事項」を追加し、利用者に対して、法令上は利用者資金の半額以上の保全が求められており、必ずしも全額保全が図られているわけではない旨や、各発行者の保全方法についての情報提供を行うことを前払式支払手段発行者に義務付けることが想定されている。

5. 実務上の影響

本改正法案に基づき資金決済法が改正されると、これまで銀行しか取扱うことができなかつた高額送金の分野についても、登録を受けた資金移動業者（改正後は、第二種資金移動業者に移行する）が、新たに第一種資金移動業の認可を受けて、参入することができるようになり、資金移動業者の業務範囲が広がる。また、現在は、いわゆる収納代行サービスとして整理されている事業者間の決済の一部が、第一種資金移動業を取得して、法令の下で行われるケースが出てくるようになることも考えられる。

もっとも、第一種資金移動業においては、上記「2. 資金移動業の規制の見直し（1）規制の柔構造化 ① 第一種資金移動業」に記載のとおり、厳格な滞留規制が設けられていることから、預金口座も開設できて、資金の受入れも制約がなく、預金残高から高額送金を提供できる銀行と、資金は送金直前に受け入れて純粋な資金移動機能しか提供できない資金移動業者とでは、提供可能なサービスが異なり、その役割には差異が生じる。

第一種資金移動業を営む事業者がこの厳格な滞留規制の中で顧客に利便性の高いサービスを提供するためには、顧客の預金口座に更新系 API で指図を行うなどして即座に資金を振り替えて送金を実行し、預金口座へ着金させるといった工夫を行うことが必要となるように思われる。

他方で、金融機関においても、たとえば海外送金の分野では、資金移動業者が高額送金も扱うことができるようになれば、資金移動業者と連携して、金融機関の利用者に対して資金移動業者の送金サービスを繋げていくことも可能となる（銀行法上、銀行は資金移動業者の代理又は媒介を行うことが可能とされており、こうした連携は法的にも可能である。）。

第三種資金移動業は、取扱うことのできる少額送金の具体的な水準の多寡にもよるが、資産保全規制が緩和されるため、たとえば、現行規制に基づき資金移動業を営む事業者や、現行規制に基づき前払式支払手段を発行する発行者が、こうした類型に参入して、日常の少額決済を主としたサービスを提供することが考えられる。ただし、第三種資金移動業においても、犯罪収益移転防止法上の取引時確認等の義務は引き続き課されているため、この点は留意が必要である。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

Ⅲ. 金融サービス仲介法制

1. 改正の概要

本改正法案における金融サービス仲介法制に関する改正は、主として、複数業種（銀行・証券・保険）にわたる金融サービスを仲介することができる「金融サービス仲介業」という新たな業種を導入するものである。

冒頭で述べたとおり、情報通信技術の発展により、オンラインで円滑に金融サービスを提供することが可能となってきた。このような状況の下、2018年に施行された改正銀行法では、電子決済等代行業者の登録制と銀行のオープンAPIの体制整備に関する努力義務が課され、スマートフォンで自身の預金口座等の残高や収支を利用者が確認できるサービスや、預金口座の資金の移動の指図を銀行に伝達するサービスなどが、登録制の下で提供されるようになった。こうしたサービスを通じて把握した利用者の資金ニーズや資産状況をもとに、一層の金融サービスを提供するといった新たなビジネスが展開することも見据えて⁴、本改正法案においては、複数業種にまたがって多数の金融機関が提供する金融サービスをワンストップで仲介することが認められることとなった。

具体的には、本改正法案は、金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）の名称を「金融サービスの提供に関する法律」に変更し、かつ、同法において、「金融サービス仲介業」という新たな業種を定めることとしている。これに伴い、現行の金融商品販売法は、全体で10条の条文のみからなる、主として金融商品販売時の説明責任について規定する法律であったものが、金融サービスの提供に関する法律においては、100条を超える条文による業者規制が詳細に整備されることとされている。

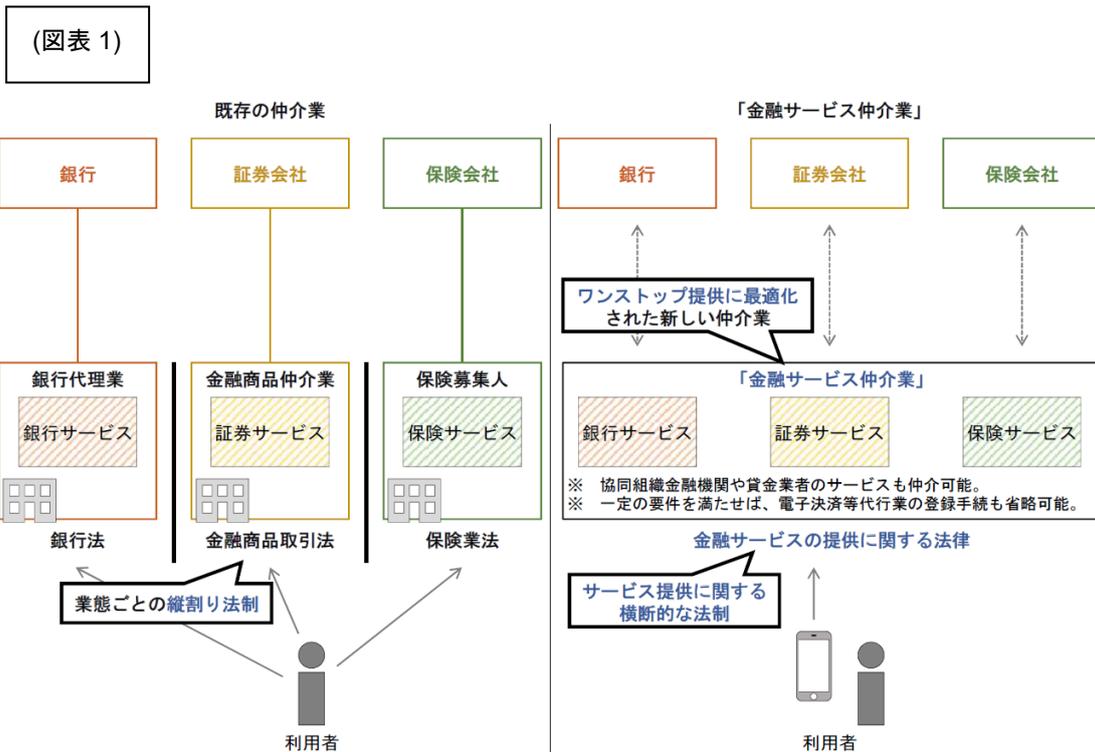
2. 金融サービス仲介業

(1) 業務範囲に関する規制

「金融サービス仲介業」とは、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務、又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うことと定義されている。かかる金融サービス仲介業の全部又は一部を営もうとする場合には、「金融サービス仲介業者」としての登録を受けることにより、これを行うことができることとなる（図表1参照）。

⁴ 本WG報告書においても、たとえば、スマートフォンのアプリケーションを通じ、自身の預金口座等の残高や収支を利用者が簡単に確認できるサービスを提供するとともに、そのサービスを通じて把握した利用者の資金ニーズや資産状況を基に、利用可能な融資の紹介や、個人のライフプランに適した金融サービスの比較・推奨等を行うなど、日常生活上の金融取引ニーズに応える新たなビジネスが展開されることが想定されるとしている。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN



(2020年3月付金融庁「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案 説明資料」⁵(以下「本説明資料」という。)より抜粋)

上記のとおり、「金融サービス仲介業」には、貸金業貸付媒介業務が含まれているので、貸金業者のサービスの媒介も対象とされている。一方、「金融サービス仲介業」の定義には代理業務は含まれておらず、金融サービス仲介業者としての登録を受けた場合に行えるのは仲介業務のみとなる。

また、電子金融サービス仲介業務⁶を行う金融サービス仲介業者は、一定の要件を充足する場合には、電子決済等代行業を、電子決済等代行業者の登録を受けることなく行うことができることとされている。

(2) 登録に関する規制

上記のとおり、金融仲介サービス業を行う場合には、金融仲介サービス業者の登録を内閣総理大臣から受ける必要がある。

また、金融サービスの仲介を行うにあたっては、利用者保護等の観点から、法令上の規制のみならず業界の取組みとしての自主規制も重要になると考えられることから、本改正法案においては、自主規制の整備等を担う自主規制団体として「認定金融サービス仲介業協会」を認定することとし、金融仲介サービス業者の登録の要件とし

⁵ <https://www.fsa.go.jp/common/diet/201/01/setsumei.pdf>

⁶ 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものにより行う金融サービス仲介業務をいう。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

て、同協会への加入か、同協会に加入しない場合には、同協会の自主規制に準ずる内容の社内規則の作成等を自ら行うことが求められる（登録拒否要件）。

(3) 利用者保護のための規制

金融サービス仲介業者は、様々なサービスを取扱えるようにする観点から、特定の金融機関に所属することは求められていない。そのため、サービスの提供に関して利用者にトラブル・損害が生じた場合には、特定の金融機関の側で賠償責任を負うことがなくなることから、本改正法案においては利用者保護のために以下の規制を設けている。

まず、サービスの提供に関して利用者にトラブル・損害が生じた場合には、金融サービス仲介業者が利用者からの損害賠償義務を負うこととなる。かかる損害賠償義務の履行を担保する観点から、金融サービス仲介業者には、保証金の供託義務を課すこととしている。なお、保証金の具体的な金額は、金融サービス仲介業者の状況及び顧客等の保護を考慮し、政令で定めることとされている。

次に、金融サービス仲介業者は、原則として、いかなる名目によるかを問わず、金融サービス仲介業に関して、顧客から金銭その他の財産の預託を受けることが禁止されている。

さらに、金融サービス仲介業者が取扱うことができる金融サービスは、仲介にあたって高度な説明を要しないと考えられるものに限定される。詳細は政省令に委ねられているが、本 WG では図表 2 の内容が検討されている⁷。

⁷ なお、本説明資料において示されている内容は、これよりも簡易な内容に留まる。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

(図表 2)

新たな仲介業者が取扱可能な商品・サービスのイメージ

		取扱可能 (例)	取扱禁止 (例)
銀行	預金	・普通預金 ・定期・積立預金	・仕組預金 ・外貨預金 ・通貨オプション組入型預金
	貸付	・住宅ローン ・カードローン	—
	送金	・振込	—
	証券	・国債・地方債 ・投資信託・ETF ・上場株式・上場企業社債券 ・信用取引 <small>> 投資信託・ETFの中で商品を限定する必要があるか</small>	・非上場株式・非上場企業社債券 ・デリバティブ取引 ・信用取引
保険	生命保険	・終身・定期保険 ・医療保障保険 ・個人年金保険 ・介護保険 <small>> 商品の特性に応じ、保険金額や保険期間によっても限定することを検討</small>	・変額保険・年金 ・解約返戻金変動型保険・年金 ・外貨建て保険・年金
	損害保険	・傷害保険 ・ゴルフ保険 ・旅行保険 ・ペット保険 <small>> 商品の特性に応じ、保険金額や保険期間によっても限定することを検討</small>	

金融庁金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」(第5回) 参考資料より抜粋

(4) 行為規制その他の規制

金融サービス仲介業者に適用されるその他の規制としては、たとえば以下の事項が定められている。

- 顧客から求められた場合における手数料、報酬等の開示義務
- 重要事項の説明義務
- 取得した顧客に関する情報の適正な取扱いその他の措置を講じる義務

また、金融サービス仲介業者が行う業務の種別に応じて、それぞれ銀行法、保険業法、金融商品取引法又は貸金業法の規制が準用されている。認定金融サービス仲介業協会に関する規定も設けられ、金融サービス仲介業者には金融 ADR 措置も必要となる。

3. 実務上の影響

金融仲介サービス業者の登録制の導入により、複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な商品・サービスをワンストップで提供する仲介業者が出てくる可能性

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

が想定される。

そのような仲介業者が現れることは、銀行、証券会社、保険会社等の金融機関にとって、販売チャネルが増え、金融商品の販売機会の拡大に繋がる可能性がある。特に、電子決済等代行業者との連携が進んでいる金融機関は、参照系及び更新系の API の利活用やマネタイズが急務となっているが、金融サービス仲介業者との連携は、さらなる収益機会を生む可能性があるだろう。

また、本改正法による銀行法や保険業法等の改正により、銀行等の子会社対象会社、保険会社等の子会社対象会社に、金融サービス仲介業者が追加される。そのため、金融機関は、子会社形態において金融サービス仲介を営むことが可能となる。昨今、銀行等の子会社において、顧客に対してアプリケーションを提供し、様々な情報提供等を行うことが実践され始めているが、こうした金融サービス仲介業が銀行等の子会社がワンストップで営むことも検討されるであろう。

さらに、金融機関のみならず、事業会社においても、この金融仲介サービス業の登録制に参入する意義は高い。昨今、日常生活のあらゆる場面で活用できる統合的なアプリは「スーパーアプリ」と呼ばれ、注目が集まっているが、諸外国をみれば、メッセージングやソーシャルメディア、決済、送金、タクシー配車、飛行機やホテルの予約、E コマースなど、スマートフォンで一般的に行われるサービスがすべて詰まっているアプリを提供する事業者が存在する。こうした事業者が、既存のライセンスではなく、新たに創設される金融仲介サービス業の登録を取得して、こうしたアプリ内に、金融商品等が並ぶことも考えられるところである。

IV. おわりに

本改正法案は、2020年3月6日現在、国会に提出されており、2020年の通常国会で成立すれば、決済法制については公布の日から起算して1年を超えない範囲で定める日に施行されるとされていることから、早ければ2021年春にも、仲介法制については公布の日から1年6月を超えない範囲で政令で定める日に施行されるとされていることから、早ければ2021年秋にも、施行されることが見込まれる。

本改正法案による新たな決済法制・仲介サービス法制の詳細は、政省令に委ねられている部分も多いため、法制度の動向については引き続き注視が必要である。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

文献情報 (FinTech 関連)

- 論文 「自動運転の実現に向けた道路運送車両法・道路交通法の改正について」
掲載誌 交通法研究 第48号 (2020年2月14日発行)
著者 佐藤 典仁
- 論文 「<Robotics 法律相談室第55回>自動運転車の安全性を確保するための道路運送車両法の改正について」
掲載誌 日経 Robotics 2020年3月号
著者 佐藤 典仁
- 論文 「情報銀行の意義と金融機関にとっての可能性—FinTech や InsurTech との関係も含めて—」
掲載誌 金融法務事情 No.2131 (2020年2月10日発行)
著者 吉田 和央
- 論文 「The International Comparative Legal Guide to: Aviation Law 2020 - Regulations on Drone Flights in Japan」
掲載誌 The International Comparative Legal Guide to: Aviation Law 2020 8th Edition (2020年2月3日発行)
著者 【共著】戸嶋 浩二、林 浩美
- 論文 「IoT 先端技術の法律問題 (第3回) コネクテッドカーと法制度」
掲載誌 NBL No.1161 (2020年1月1日発行)
著者 岡田 淳
- 本 『人工知能を活用した研究開発の効率化と導入・実用化《事例集》』
出版社 株式会社情報技術協会 (2019年12月27日発行)
著者 【共著】岡田 淳

NEWS

- [Chambers FinTech 2020](#) にて高い評価を得ました
Chambers FinTech 2020 において、当事務所は Legal 部門で Band 1 にランクインし、増島 雅和 弁護士と堀 天子 弁護士が高い評価を得ました。
詳細は [Chambers のウェブサイト](#) に掲載されております。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

- **Chambers Asia Pacific 2020 にて高い評価を得ました**
Chambers Asia Pacific 2020 で、当事務所は日本における各分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士がその分野で高い評価を得ました。当事務所のバンコクオフィスおよびヤンゴンオフィスにおいても各分野で上位グループにランキングされております。

- **Chambers Global 2020 にて高い評価を得ました**
Chambers Global 2020 で、当事務所は日本における各分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士がその分野で高い評価を得ました。

- **Who's Who Legal: Data 2020 にて高い評価を得ました**
Who's Who Legal: Data 2020 において、小野寺 良文 弁護士および増島 雅和 弁護士が以下のカテゴリで Global Leader に選ばれました。
 - ・ Information Technology: 小野寺 良文、増島 雅和
 - ・ Telecoms & Media: 小野寺 良文
 - ・ Data Privacy & Protection: 増島 雅和
 - ・ Data Security: 増島 雅和

- **The Legal 500 Asia Pacific 2020 にて高い評価を得ました**
The Legal 500 Asia Pacific 2020 にて、当事務所は日本における各分野で上位グループにランキングされ、18名の弁護士が各分野で Leading individuals に選ばれました。

- **「スタートアップ・エコシステム 東京コンソーシアム」参画のお知らせ**
森・濱田松本法律事務所は、「スタートアップ・エコシステム 東京コンソーシアム」の設立趣旨（「東京にスタートアップ・エコシステムのグローバル拠点都市としての地位を確立させることで、国際競争力の強化、スタートアップの創出や成長、ひいては東京の経済の持続的な発展を実現し、また、スタートアップ・エコシステムによるイノベーションを社会に実装し、地域に還元する活動を目的とする。」）に賛同し、このたび正会員として参画いたしましたので、お知らせいたします。
⇒ [「スタートアップ・エコシステム 東京コンソーシアム」の設立について](#)

- **【重要】当事務所および弁護士の名前を装った詐欺事案にご注意ください**
従前より、当事務所および弁護士の名前を装い、遺産相続を名目とした架空の契約書や手続き書類等が送られてくる詐欺事案についてご注意をお願いしておりました。引き続き同種のお問い合わせをいただいておりますので、改めてご注意ください。引き続き同種のお問い合わせをいただいておりますので、改めてご注意ください。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

当事務所は、このような事件には一切関係がございません。送られてくる書類等には、発信者への返信や送金を促す内容等が記載されていることがあります。これらに対応されますと「振り込め詐欺」等の被害にあうおそれや、個人情報が発信者に取得され悪用されるおそれ等があります。お心当たりのない連絡を受けた場合は、すぐには応じず、相手の身元を十分にご確認ください。

なお、不審な連絡等に関して当事務所にご質問・ご連絡をいただく場合は、[お問い合わせフォーム](#)よりご連絡いただきますようお願いいたします。

【これまでに確認された不審な連絡の特徴】

- ・ 外国人からの英語での連絡
- ・ 当事務所の表記がなされているものの、当事務所のものと異なるレターヘッドが利用された書類の送付
- ・ 当事務所に存在しない押印がされた書類の送付

※今後も類似の手口が用いられる可能性があります。詐欺被害に遭わないよう、くれぐれもご注意ください。

▶ **新型コロナウイルス感染症への対応について**

新型コロナウイルス感染症拡大に備え、当事務所では下記の対応を実施いたします。

■ **感染予防および拡大防止対策について**

新型コロナウイルス感染予防および拡大防止のため、当事務所の弁護士等が会議等の場でマスクを着用していることがございます。何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

■ **当事務所主催のセミナーについて**

今後の状況によって、当事務所主催のセミナーを中止もしくは延期させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

中止もしくは延期となりました場合は、当該セミナーのウェブサイトにてその旨を記載するとともに、お申し込みいただいた方に順次メールにてご連絡を差し上げます。なお、既に中止・延期が決定しているセミナーについては、下記までお問い合わせください。

■ **非対面会議の推奨について**

クライアント等の皆様との会議につきましては、電話等による非対面形式での実施を推奨しております。

■ **時差出勤・在宅勤務・交代制勤務について**

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

混雑時間を避けた時差出勤および在宅勤務・交代制勤務を導入しております。お電話でのお問い合わせには若干お時間をいただく場合がございますが、予めご了承ください。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(セミナーに関するお問合せ先)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

E-mail: mhm_seminar@mhm-global.com

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com